

意匠法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令参照条文

。意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年六月七日法律第五十五号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三（略）